

第 19 回環境影響評価審査会
事 業 者 資 料
令 和 3 年 3 月 3 0 日

横浜市現市庁舎街区活用事業

環境影響評価準備書に関する意見書の概要及び事業者の見解

令和 3 年 3 月 30 日

三井不動産株式会社

1 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書」に対し、1通の意見書（延べ意見数3件）が提出されました。

意見項目と意見数は、表1-1に示すとおりです。

意見書の主な内容と事業者の見解は、表1-2(1)～(3)に示すとおりです。

なお、整理にあたっては、意見書の内容を可能な範囲で項目別に分類しています。

表1-1 意見書の内容と意見数

意見項目		意見数
環境影響評価	電波障害	1件
その他	要望・意見	2件
合計		3件（1通）

表1-2(1) 意見書の主な内容と事業者の見解

項目	意見書の主な内容	事業者の見解
環境影響評価	<p>「横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書の概要及び説明会等のお知らせ」の建設計画の内容から、当ビルに、一部放送局の電波障害が発生する危険性があることがわかりました。電波障害事前調査書の【3.（6）環境保全のための措置】に工事中及び完成後も本事業が起因する場合はアンテナの設置などの対応を致しますと記載がありますので、障害発生時には対応いただける、との事であれば問題ないかと存じます。</p> <p>しかし本文中に【連絡窓口を明確にし、迅速な対応をはかります】と記載ありますが連絡窓口の記載がなく、また後日連絡にしてもどのように連絡窓口が周知されるのか記載がなかったため、明示頂きたい旨意見を申しあげたいと思います。</p>	<p>電波障害等は工事に着手し、進捗していく中で、発生する可能性があると思います。現在、本事業は工事着工前であり、連絡窓口は設置しておりませんが、工事着工前に設置予定の現場工事事務所を連絡窓口にいたします。</p> <p>なお、現場工事事務所の設置にあたっては、工事着工前に仮囲いへの掲示等により、皆様へ連絡先を周知いたします。</p> <p>また、原則として平日は現地に作業員が常駐しており、お問合せにも対応いたします。</p>

表 1-2(2) 意見書の主な内容と事業者の見解

項目	意見書の主な内容	事業者の見解
<p>その 他</p> <p>要 望 ・ 意 見</p>	<p>本来、説明義務は土地及び建物所有者にも発生すると思えます。</p> <p>本件の資料にも記載がありますが、意見書陳述書が提出できるのは【居住者や事業所等を有する方】とのことですが、当ビルの所有者にも説明しなくてはいけない義務が事業者が発生するはずです。</p> <p>今回、当方には、一切説明がなかったことは、納得がいきません。</p> <p>本件、事業者及び横浜市に苦情として意見を提出させていただきます。</p>	<p>本環境影響評価手続は、「横浜市環境影響評価条例」に基づき進めております。</p> <p>同条例第 26 条に基づく準備書の概要の周知については、同条例第 27 条に基づく説明会等の開催周知とあわせて、令和 3 年 2 月 1 日（月）～2 月 3 日（水）に、『対象市民等』の方への資料の各戸配布により実施いたしました（配布数合計 35,172 件）。</p> <p>また、同条例第 30 条に基づき、準備書意見見解書の縦覧期間内に、審査会に対して環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができるのは、対象市民等と定められています。</p> <p>対象地域内に土地や建物を所有している個人又は法人の方であっても、対象地域内に居住されていない方や事務所又は事業所を有されない方は対象市民等に該当しないため、本意見書の提出者様は、同条例第 26 条、第 27 条に基づく周知の対象とならず、また、第 30 条に基づき審査会に対して意見を述べたい旨申し出ることにはできないことをご理解いただきたくお願いいたします。</p> <p>なお、同条例第 28 条に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する方であれば、対象市民等に限らず横浜市長へ意見書を提出することができます。本事業の環境影響評価手続においては、横浜市が提出者様からの意見書を受領し、事業者はその写しの送付を受けました。今後、事業者は、同条例第 29 条に基づき、意見書で述べられたご意見について見解を記載した「準備書意見見解書」を作成し、横浜市長に提出します。</p> <p>なお、事業全般に関するお問合せにつきましては、工事着工前に設置予定の現場工事事務所を連絡窓口として対応いたします。</p> <p>※横浜市環境影響評価条例に関する内容については、横浜市環境創造局環境影響評価課にお問合せ頂くようお願いいたします。</p> <p>【用語】 対象地域：準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域（条例第 26 条） 対象市民等：対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る）（条例第 26 条）</p>

表 1-2(3) 意見書の主な内容と事業者の見解

項目	意見書の主な内容	事業者の見解
その 他 要 望 ・ 意 見	<p>本件を知ったのは、当ビル賃貸マンション入居者が、たまたま、当方に知らせてくれた事によります。そのため、説明書類が送られてこなかった当方（建物所有者）は、説明書にあった【説明動画配信・質問受付期間】令和3年2月1日～2月14日には間に合わず、配信・質問ともに機会を得られず、心外に思っております。別途、【説明動画配信・質問受付期間】の機会が得られるよう、善処の程、よろしくお願いたします。</p>	<p>本環境影響評価手続は、「横浜市環境影響評価条例」に基づき進めており、同条例第26条に基づく準備書の概要及び説明会等の周知は、対象市民等の方への資料の各戸配布により実施いたしました。本意見書の提出者様は、対象市民等に該当しないため、周知の対象とならないことをご理解いただきたくお願いいたします。</p> <p>本事業の準備書の説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事前申し込み制として、令和3年2月12日及び2月14日の開催を対象市民等の方へご案内しておりましたが、緊急事態宣言の期間延長に伴い、やむを得ず開催を中止とさせていただきました。</p> <p>合わせて実施していた説明動画の配信及び質問書の受付は、上記説明会に代わる準備書の記載事項の説明として実施したもので、質問書受付期間に受領した質問書については、対象市民等の方への配布資料に記載のとおり、個人情報を除いた質疑応答の内容を横浜市に既に報告しております。そのため、再配信及び質問書の再受付はご容赦いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、事業全般に関するお問合せにつきましては、工事着工前に設置予定の現場工事事務所を連絡窓口として対応いたします。</p>